

平成23年第2回大台町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集の年月日

平成23年6月13日（月）

2. 招集の場所

大台町議会議場

3. 開 会

6月16日（木）

4. 応 招 議 員

1番 堀江洋子君

2番 廣田幸照君

3番 山本勝征君

4番 小林保男君

5番 大西慶治君

6番 直江修市君

7番 元坂正人君

9番 村田侑康君

10番 小野恵司君

11番 前田正勝君

12番 中西康雄君

13番 上岡國彦君

14番 伊藤勇三郎君

5. 不 応 招 議 員

なし

6. 出 席 議 員 数

13名

7. 欠 席 議 員

なし

8. 地方自治法第 121条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長	尾上武義君	副 町 長	余谷道義君
教 育 長	村田文廣君	総 務 課 長	上瀬勉史君
会 計 管 理 者	高西立八君	企 画 課 長	東 久生君
町民福祉課長	磯田諄二君	健康ほけん課長	大滝安浩君
税 務 課 長	立井靖樹君	教 育 課 長	野呂茂生君
生活環境課長	鈴木好喜君	産 業 課 長	野呂泰道君
建 設 課 長	高松淳夫君	報徳病院事務長	尾上 薫君
総合支所長	谷口俊彦君	大杉谷出張所長	寺添幸男君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西山幸也君 同 書 記

北村安子君

10. 町長提出議案

議案第43号 大台町過疎地域自立促進計画の一部変更について

議案第44号 大台町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

議案第45号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第46号 大台町税条例の一部を改正する条例について

議案第47号 平成23年度大台町一般会計補正予算（第2号）

議案第48号 平成23年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 和解および損害賠償の額の決定について

議案第50号 平成23年度大台町一般会計補正予算（第3号）

11. 議員提出議案

発言取消申出書の件

12. 議事日程

日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 日程第2 総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第3 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第4 議案第43号 大台町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第5 議案第44号 大台町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第45号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第46号 大台町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第47号 平成23年度大台町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第48号 平成23年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

（追加日程1）

- 追加日程第1 議案第49号 和解および損害賠償の額の決定について
- 追加日程第2 議案第50号 平成23年度大台町一般会計補正予算（第3号）

（追加日程2）

- 追加日程第1 発言取消申出書の件

(午前9時00分 開会)

○議長（大西慶治君） おはようございます。

定刻となりました。ただいまから、平成23年第2回大台町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（大西慶治君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（大西慶治君） 日程第1「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（大西慶治君） 日程第2「総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（大西慶治君） 日程第3「産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議案第43号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第4 議案第43号「大台町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第5 議案第44号「大台町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号の質疑～採決

○議長(大西慶治君) 日程第6 議案第45号「大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号の質疑～採決

○議長(大西慶治君) 日程第7 議案第46号「大台町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第8 議案第47号「平成23年度大台町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江洋子議員。

○1番（堀江洋子君） 24ページ、9款・教育費についてお伺いをいたします。人権教育費ということで、人権教育キャラバン事業講師謝礼18万円、人権教育キャラバン事業消耗費5万円、それから25ページの人権教育キャラバン事業バス借上料ということで、県からの委託を受けてということで事業が進められるそうですけれども、何点かお伺いをいたしたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

一点目にですね、多様な主体等をつくる人権教育キャラバン事業実施要綱、これを見ますと、その1、目的といたしまして、市町教育委員会等の多様な主体と共同し学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤を整備するための仕組みをつくり、人権教育推進協議会を核とする人権尊重の地域づくりを推進するというふうにあるんですけれども、記述がなされております、目的が掲げられているんですけれども、学校で人権教育は進められてきております。これまででもございました。かれこれ20年ほど前になると思うんですけれども、私がまだ議員をさせていただく前のことでしたけれども、学校でのその同和教育ということで、偏った教育がなされてきたということで、

例えば松阪市においては、お雛さまでもですね、普通は段に段飾りですけども、それが差別だということで、丸く飾らないといけない。

それから、小学校で運動会がありますけれども、徒競走がありますけれども、それも競争させることはいけない、一番、二番つけることはいけないというような問題が沸き上がりまして、町内にこの旧大台町内でしたけれども、学校の先生が地域のその家庭を訪問されて、お客さんがいるにも係わらず、お宅のお子さんは、こうこうこうでということで、同和地域に住んでいるからみたいな、そういう人権を侵害するようなこともありまして、そういった教育は間違っているのではないかということで、地域の人たちも行政に対して、そして教育委員会に対して抗議をいたしました。そういった背景もあるわけですけども、学校での人権教育を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤整備するための仕組みづくり、私はここにずっと引っ掛かるわけですけども、そういった人権学習、学校ですることは、地域も認めよと、そういう強制的なことがここにうたわれているということなのか。地域の人は一切何も言うなということなのか。住民は学校で行われる人権教育に対して、意見を申し上げてはいけないということなのかについてもお伺いをいたしたいと思います。

またその3として、内容は人権教育コミュニティー事業と人権教育プロモート事業とあると思うんですけども、お伺いをしたところ、中学校区でこの事業を行っていくということを伺いました。中学校区は日進中学校区ということをお伺いしたんですけども、なぜ日進中学校区なのか、その選定はどういった基準で選ばれたのかについてお伺いをいたしたいと思います。

またですね、次に、社会福祉協議会でのその中の事業といたしまして、一般質問も行いましたけれども、権利擁護事業ということで、社協でも事業が行われています。私は一般質問の時に成年後見制度の事業のことをお伺いいたしましたけれども、社協ではその相談事業として、地域権利擁護事業とか、虐待とか消費者被害についての相談事業が実施されているわけですけども、この内訳をこの前の理事会で聞きましたら、虐待が7、消費者の被害が7、成年後見

制度についての相談が7ということだったんですけれども、人権ということで、障がい者、女性のこと、外国人等々いろいろあると思うんですけれども、どういったそのこの県の事業を受けてですね、教育委員会が実施されていくのかわかりませんが、DVのこととかもあると思うんですけれども、その実質ですね、社協への相談が虐待が7ということで、相談をされていると思うんです。そういったことも含めてですね、この事業の中身ですね、どういったことを展開されていくのかについてもお伺いをいたしたいと思います。

それと、先ほども言いましたけれども、障がい者の問題ということで、私は障害を持っている方、そしてお年寄りに優しいまちづくりは、みんなが本当に住みやすい大台町をつくらせていくんだと日頃から思うわけなんですけれども、先日の全協で総合計画の施策の自己評価ということで、職員の方が自己評価をされた中にも、道路改良は安全バリアフリーに配慮した優しいまちづくりを進めますという施策の計画内容が、評価をどのようにしたのかという点で、町道については車道、幅員が狭く歩道等の付帯施設の整備はほとんどできていませんが、今後も可能な限り安全性に配慮して整備を進めますというふうに評価をされているわけなんですけれども、こういったバリアフリー化、子どもたちが通って行って、この道は狭い、ここは起伏がある、凸凹がある、そういったこととかもこの事業の中で行っていけるとも思うんですけれども、そういった点も含めてこの事業を展開されていくということなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） 堀江洋子議員の質問にお答えいたします。

まずこの県から委託を受けました多様な主体等をつくる人権キャラバン事業でございます。過去の大台町における、旧大台町におけるちょっと事情というのは、私はちょっと余り宮川村のほうにずっとおりましたので知らないんですけれども、現在かつては同和教育中心であったわけなんですけれども、今は人権同和教育という、本年から三重県教育委員会も人権教育室というふうな形で、名前を

変えてまいりました。

今回取り上げます人権キャラバン事業につきましても、もちろん同和教育っていうか、部落問題に関しても学習もするとは思いますが、ほかにも障がい者とさっき言われました障がい者、それから外国人、さまざまなものがありますので、それらもすべて含めた上での人権教育というふうな形で捉えてございます。

それから人権学習で地域も認めよということなのかということでございますけれども、中学校、小学校それぞれ各計画をつけまして、人権学習に取り組んでございます。もちろんいろいろなさまざまな差別に対する、差別をなくしていくということに取り組んでいるわけでございますけれども、別にその地域に認めよというわけではなくて、地域の人と一緒にあって、家庭と一体になってその人権問題を考えて、人権をとにかく子どもたちの中に、あるいは地域に根づかせていこう、ともしますとその子どもたちが学びました、例えば障がい者の方に対するあれをまた何ちゅうですかね、否定するような言葉を家庭で言われるようなこともございますので、そういうこともないように、要するにみんなで考えてみんなで盛り上げていこうというような形で、取り組まれる事業だと判断しております。

それから、中学校区、協和中学校になったのはなぜかということでございますけれども、実はほかにも、後で出てきますけれども、理数教育の充実事業というのを宮川中校区で取り組むことになっておりました。それから大台中校区は、今年これは三重県人権教育研究協議会ですか、三人教の発表ということがございまして、一番空いているのが協和中校区でございました。そういう形で協和中校区のほうで引き受けていただくということでございます。

それから、障がい者の問題等もありますけれども、三瀬谷小学校もユニバーサルデザインなんかを学習しておりまして、佐原地域これを回ってさっき言われましたバリアフリーですか、こういう学習もしておりまして、この役場にもまいりまして、そのユニバーサルデザインの学習もしておりました。そういう

ことも含めてやれるとは思いますが、この事業では余りそういう中身まで取り組むようなことはございませんので、小中学校で特に6年生と中学生と一緒に人権フォーラムというのを毎年催してございます。そういうフォーラムに講師をお呼びしたりするようなことが中心になってきて、あと普段してます人権の授業参観とか、そういうのをしていくということで、そう大きくこれといって変わって何々を取り上げてするということにはございません。今まで通りやっていく中で、家庭の方、保護者の方に来ていただいたり、あるいは地域の方に来ていただいて講演会を開いていくと、そういうようなことが中心になってくると思います。以上でございます。

○議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

○1番（堀江洋子君） 人権フォーラム等への活動するための補助ということだったと思うんですけども、どのような講師の方を呼ばれて、その講師の方によっては、そのいろいろ人権といってもいろいろありますから違ってくると思うんですけども、講師への謝礼ということで予算化もされておりますし、またキャラバン事業バス借上料ということで、予算計上もされておりますし、消耗品ということでも計上されておりますので、教育委員会は一体予算の基となったベースがあると思うんですけど、どんな講師を呼ばれてということ考えていらっしゃるのかという点と。

先ほど言いました多様な主体等をつくる人権教育キャラバン事業実施要綱のその他ということで書かれているわけですが、三重県教育委員会は委託先が本実施要綱等に違反した時、また本事業の遂行が困難であると認めた時は委託の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができるということで書かれているんですけども、どういった事業をされていくのかということで、聞き取りにいきました時に、まだこれから詰めていくんだということ伺ったんですけども、講師の方もまだ決まってないということを伺いました。このその他ということで、困難な状況、講師も見つからないとか、なる場合もあるかもわかりませんよね、そういう時はもう別にこの事業はしないとい

うことになってくるんですか。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） 講師の中身、どんな講師を呼ぶのかということをご
ざいますけれども、まだ協和中学校が主体となって取り組んでいただいて、日
進とともに一緒にやるということをございますので、まだこれ補正予算も通っ
ておりませんので、まだ実施、具体的には動いておりません。これから実際ど
んな講師を呼んで、いつ頃、だいたいの予定はしておるわけなんですけれども、
11月ごろになるかと思うんですけれども、1月ですね、1月頃になると思う
んですけれども、協和中学校、日進小学校で合同でやると。

そのバスの借上料も輸送用のバス、協和中から日進小へ、あるいは日進小か
ら協和中へ、ちょっとどちらがやるか、まだ決まっておりませんので、そのあ
たりの借上料、スクールバスやないですね、特に平日にはなかなか保護者の方、
地域の方が来ていただけないということで、土曜日、日曜日ということになる
と思いますので、そうするとスクールバスをするにしても運転手の方の費用が
要るということで上げてございます。

今後、協和中、日進小の取り組みの中で、講師どういう人権問題について考
えていくか、またその講師は誰にするかということは考えていくような形にし
てございます。

委託の解除ですけれども、もちろん講師の方、一応たくさん付けてあります
けれども、それだけの講師の方がいなければ当然お返しすることになると思
いますし、もし講師が見つからなくてやらないということ、これはまず考えら
れないわけなんですけれども、何らかの形で講師の方に来ていただいて、人権
について講演していただくということは考えてございます。

○議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

○1番（堀江洋子君） この6月議会でこの予算が計上されてきたわけですが
けれども、この事業ですね、県内で行っている市町の数、どれだけあるのか、お
伺いをいたしたいと思います。

それとこの事業については、教育委員会が県に手を挙げていったのか、それとも県のほうからこういう事業があります、いかがですかということで、今回の補正となったのかについてお伺いいたします。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） まずどれぐらいの教委が受けているのかということでございますけれども、県内五つに分けて、北勢、中勢、松阪それから伊勢志摩、牟婁ということでそれぞれの地域で一つでございます。

それで、松阪地域では大台町ということでございます。これは県のほうからの受けていただけないだろうかということで、県から持ってきてまいりました。昨年からですね、今まで各地域に配属されておりました人権教育主事というのがなくなりまして、県教委の中に人権教育室、そこに市町支援担当というのがありまして、その指導主事が各市町のそれぞれ教育委員会を回って、毎月何回か訪問してあるいは学校なんかへ行ってしてございます。そういう中から大台町でどうでしょう、大台町もずっと今までそういう人権フォーラムとか、いろいろな部分で取り組んでおりましたので、それを支援したいというような形で、どうでしょうかということでお話をもらいましたので、それで受けるような形となりました。以上でございます。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

小林保男議員。

○4番（小林保男君） 23ページの教育振興費ですかね、小学校が3万円のその次、中学校費のほうで見ますと。内容、学力調査ということなんですが、これは急遽補正で上がってくるということは、全国学力テストがなくなった分の代わりっていうんですか、そういうふうなものなのか、また違った面で意図するところがあるのか、その点をお伺いします。

○議長（大西慶治君） 教育課長。

○教育課長（野呂茂生君） すいません、失礼します。23ページの小学校費及び中学校費の学力調査、それぞれ3万円、2万円の件でございますが、これ

につきましては、すいません。これも県からの委託事業でございまして、理数教育の歳入のほうに100万円上がってございますけれども、そちらのほう理数教育充実支援事業委託金ということで、宮川小学校、宮川中学校のほうで習熟度、力が、理科に関しまして、学習支援員等をお願いしましてですね、長期休暇あるいは放課後等に、あるいはふだんの授業等でマンツーマンって言いますか、チームティーチングを行いまして、その習熟度を見るために行います学期末、年度末に近い時期に行いたいと思いますので、その1年間の学習の成果を見るために行うためのものがございます。以上です。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第9 議案第48号「平成23年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長(大西慶治君) 暫時休憩いたします。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時30分 再開)

○議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

しばらく休憩をいたします。

再開は9時45分とします。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時45分 再開)

○議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

○議長（大西慶治君） ただいま町長から「議案第49号」から「議案第50号」が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、「追加日程第1」から「追加日程第2」として、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、「議案第49号」から「議案第50号」を日程に追加し、「追加日程第1」から「追加日程第2」として、ただちに議題とすることに決定しました。

議案第49号の上程～採決

○議長（大西慶治君） 追加日程第1 議案第49号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 議案第49号 和解及び損害賠償の額の決定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年5月15日、午後1時30分ごろでございますけれども、大台町消防団第4分団、団員が定期点検作業終了後に消防車庫前に停めておいた消防積載車がサイドブレーキをしていなかったために動き出し、就業改善センターにとめてあった車両の側面に衝突をいたしました。このたび本町が加入してお

ります財団法人全国自治協会自動車損害共済を窓口として、相手方との協議の結果、本町の過失割合を100%として、18万4202円を支払うことで合意にいたりました。

地方自治法96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお今回の事故につきましては、結果的に軽易なものとなりましたけれども、町道を走る車との衝突の可能性もあったわけでございまして、今後このようなことのないよう、5月26日には分団長会議で、5月30日は班長以上の幹部に封書で注意喚起を行ったところでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号の上程～採決

○議長（大西慶治君） 追加日程第2 議案第50号「平成23年度大台町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 議案第50号 平成23年度大台町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ275万5000円を追加し、総額64億7403万1000円とするものでございます。

補正予算の主なものにつきまして、歳出を中心にご説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。2款・総務費でございますけれども、災害職員派遣旅費41万7000円を追加いたしました。これは6月末に職員1名を交代で宮城県多賀城市へ約1カ月、これにつきましては昨日、県のほうから依頼があったものでございます。そして7月に保健師を再度岩手県陸前高田市へ一週間派遣することになったことによるところでございます。また今後に備えて可能性の高い3名分を加えて、補正をしております。

続きまして、8款・消防費では、先ほどの議案第49号でご説明いたしました賠償金でございます。

9款・教育費、中学校学校管理費でございますけれども、協和中学校におきまして、老朽化した鉄管を原因とする赤錆が水道水から散見されましたことからその交換に要する修繕費90万8000円を計上いたしました。

次のページの公民館費では、去る5月29日の台風2号による大雨で、荻原公民館に雨漏りが生じたことによる修繕費124万5000円でございます。また今回の補正財源といたしましては、損害賠償にかかる全国町村会公有自動車損害共済保険金と財政調整基金繰入金でございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長(大西慶治君) しばらく休憩をいたします。

再開は11時ちょうどとします。

(午前 9時52分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言取消申出

○議長(大西慶治君) ただいま、廣田幸照議員から「発言取消申出書」が提出されました。

地方自治法第117条の規定により廣田幸照議員の退場を求めます。

(2番 廣田幸照議員 退場)

○議長（大西慶治君） お諮りします。

「発言取消申出書の件」を日程に追加し、「追加日程第1」としてただちに議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、「発言取消申出書の件」を日程に追加し、「追加日程第1」としてただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1「発言取消申出書の件」を議題とします。

廣田幸照議員から6月13日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によりお配りの申出書の下線の部分については、事実関係を述べないままこのような発言をすることは、相手方の社会的な評価に影響を及ぼすことから、取消をしたいというものでございます。

お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、廣田幸照議員からの発言の取消申出書を許可することに決定しました。

廣田幸照議員の入場を許可しますので、事務局長より連絡させます。

○議長（大西慶治君） 暫時、休憩します。

(午前 11 時 03 分 休憩)

(午前 11 時 04 分 再開)

(2 番 廣田幸照議員 入場)

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

閉会の告示

○議長（大西慶治君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 2 回大台町議会定例会を閉会します。

皆さんご苦労さんでした。

(午前 11 時 04 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成23年 月 日

大台町議会議長

大台町議会議員

大台町議会議員